

国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



扶養親族等申告書の提出

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税等の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください（対象とならない人には送付されません）。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。また年金以外に収入がある人や控除に変更があった人などは所得の確定申告が必要です。

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
11月27日(水)・12月25日(水)

受付時間 午前10時～11時40分・
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



○「扶養親族等申告書」が送付される人

65歳未満 年金額108万円以上
65歳以上 年金額158万円以上

書き方などが良く分からないときは、年金事務所にお問い合わせください。

年金相談について

○国民年金は20歳から60歳の前月まで加入しますが、60歳以降も条件により任意加入することがあります。60歳になるまでに、ねんきん定期便や年金相談などで加入月数（国民年金受給は25年以上）の確認をお勧めします。

○障害年金の受給について考えられている人は、65歳（基礎年金受給）以後の申請は条件が難しくなります。早めの相談をお勧めします。

○年金相談に本人がこれない場合は、委任状などが必要ですのでご注意ください。

こんにちは

市民課
窓口です

印鑑登録の際は
本人確認を
行っています

市民課
市民窓口係
☎42・1191

印鑑登録は、取引などの際使用する印鑑が本人の印鑑であると須崎市長が証明する制度です。

印鑑登録は15歳以上で須崎市に住所のある人が対象です。ただし、成年被後見人は登録できません。

本人確認の方法は？

①運転免許証など官公署発行の顔写真付き証明書をご提示ください。

②お持ちでない場合は、須崎市で印鑑登録がお済みの知人に、保証書の記入と登録印鑑の押印をいただいて本人確認を行います。

③右の方法が取れない場合、申請後に郵送される回答書の後日ご持参いただいて、本人確認を行います。このため、申請の当日には印鑑登録が完了しません。

登録できる印鑑は？

次のような条件を満たす必要があります。

■機械彫などの同じ印影で大量に生産されていないもの

■氏名、氏もしくは名、氏名の一部のみを組み合わせて作られているもの

■印面や枠に欠けがないもの、また印影が判読可能であるもの

■印影の大きさが8ミリ以上25ミリ以下の四方におさまるもの

■ゴムなどの容易に変形する材質でないもの

■ほかの人が登録印鑑として使用していないもの

登録完了後、印鑑登録証をお渡します。手数料は450円です。以後の印鑑証明発行にはこの印鑑登録証が必要になりますので、大事に保管をお願いします。